

法定福利費等を明示した請負代金内訳書の提出について

(日高市建設工事請負契約約款の改正)

国土交通省では、建設業における社会保険等未加入対策として、様々な対策を実施しているところであり、建設業の担い手確保には、社会保険等に参加するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、更には個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要とされています。

そこで、日高市においても国土交通省の取組みを踏まえ、社会保険等未加入対策の一環として、下記のとおり取り組むこととしましたのでお知らせします。

1 内容

市内建設業の持続的な発展に必要な担い手確保、法定福利費を適正に負担している企業間での公平で健全な競争環境を構築するため、社会保険等未加入対策の一環として、契約を締結するにあたり、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）第 10 条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 2 条第 5 項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示した請負代金内訳書を提出していただくこととしました。

〔注〕「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料とします。

2 実施時期

令和 8 年 4 月 1 日以降に市が発注する建設工事の当初契約から適用します。
つきましては、契約締結後 14 日以内に上記、法定福利費等を明示した請負代金内訳書を提出していただきますようお願いいたします。

3 ホームページリンク

○国土交通省ホームページ

- ・建設業における社会保険等加入対策について

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

問い合わせ先：日高市総合政策部管財課
電話番号：042-989-2111